平成２８年度第３回尾張旭市子ども・子育て会議会議録

１　開催日時
　平成２９年２月１７日（金）
　開会　午後１時１５分
　閉会　午後３時００分
２　開催場所
　尾張旭市役所　３階　講堂１
３　出席委員
　林陽子、金森俊輔、原口浩美、井田寿、加藤多美、田中善廣、
　佐藤智晴、村瀬美根代、冨田紀子、藤島雅子、舩坂礼子　　１１名
４　欠席委員
　近藤信綱、秋田啓子、小板信行　　３名
５　傍聴者数
　０名
６　出席した事務局職員
　こども子育て部長　森喜久子、こども未来課長　松野宏美、
　保育課長　加藤剛、保育課指導保育士　加藤初代、
　こども課長　後藤收、こども課子育て支援室長　三浦明美、
　こども課長補佐　浅野哲也、保育課保育係長　加藤貴之、
　こども未来課こども政策係長　久野善之、
　こども未来課こども政策係　吉田奈央
７　議題等
　(1) 子ども・子育て支援事業計画の見直しについて
　(2) 保育園・児童クラブ申し込み状況について
　(3) 利用定員の設定について
８　配布資料
　・子ども・子育て支援事業計画の見直しについて・・・資料１
　・保育園・児童クラブ申し込み状況について・・・資料２
　・利用定員の設定について・・・資料３
９　会議の要旨

こども子育て部長	皆さま、こんにちは。 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 わたくしは、こども子育て部長の森と申します。 定刻となりましたので、ただ今から、平成２８年度第３回尾張旭市子ども・子育て会議を開会させていただきます。 本日の会議につきましては、お手元に配布いたしております次第に従って進めさせていただきますので、よろしくお願いします。 会議に入ります前に、欠席委員についてご報告させていただきます。近藤信綱委員、秋田啓子委員、小板信行委員から本日の会議を欠席される旨の連絡がございました。 現在の出席委員は、１１名でございますので、過半数の出席をいただいております。従いまして、本会議条例第６条第２項の規定による定足数に達しております。 なお、この会議は公開しておりますので、会議の傍聴席を設けてございます。また、会議録を作成し、市ホームページ等で公表をしてまいりますので、委員の皆さまにはご了承いただきますようお願い申し上げます。 それでは、以降の会議の進行につきましては、議長であります林陽子会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
会長	皆さま、こんにちは。 平成２９年もあっという間に２月の半ばを過ぎまして、時が経つのは早いと感じております。子ども・子育て支援事業計画も策定から丸２年が経ち、来年度は５年計画の中間年になります。 皆さまのご協力を得て策定したこの事業計画が、尾張旭市の子どもと子育て家庭、子どもを見守ってくださる地域住民の方々にとって実りのあるものになっていく時期に入っていくと思います。 本日の議題にも、計画に関して協議していただく案件がございます。この事業計画が地域の現状に即しつつ、また、理想を下げることなく、実効性のある計画となりますよう、本日も会議終了時間まで、忌憚のないご意見をいただき、より良いものになることを願ってなりません。 それでは、次第に従いまして、議題へ進めてまいります。 議題の⑴は、「子ども・子育て支援事業計画の見直しについて」でございます。 事務局より、説明をお願いします。

事務局	（資料１により説明） 議題⑴の子ども・子育て支援事業計画の見直しについて、資料１を用いて説明させていただきます。 この議題に関しまして、昨年度から、この会議で議論をいただき、前回、１０月に開催しました会議で、概ね了解をいただいた事業計画の見直し案について、その後の状況をお伝えさせていただくものです。 その辺りの経緯についてが、「１　これまでの経緯」に含まれておりますが、平成２８年度の第１回、第２回の当会議で審議していただき、ご意見をいただいてまいりました。そして、１０月の第２回会議後、愛知県との協議、パブリックコメントの手続きを進めてまいりました。 「⑶　愛知県との協議」につきましては、見直しについて「支障なし。」との回答をいただいております。 「⑷　パブリックコメントの実施」につきましては、１月１１日から２月１０日、先週の金曜日までを期間に実施しまして、１件の意見提出を受けております。提出されました意見と、市の回答案を別紙１としてお配りしております。見直しに至る過程について、将来の参考となるよう保存していくことについて要望をいただいております。これに対しまして、回答の要旨は、適正に管理してまいりますという内容になっております。今回の計画見直しの経緯、過程につきましては、当会議の会議録を公表しております。また、その記録及び資料は、市の文書管理の規定により、管理・保存していくことになりますので、意見を提出してくださいました方が望まれることと、大きく異なる部分はないと考えております。 従いまして、「２　計画の見直し」につきましては、前回からの変更はありません。参考としまして、見直しを反映させた計画書を該当箇所のみですが、添付しております。 「３　今後の手続き」にありますように、この後、見直しの公表と、愛知県知事への提出といった手続きを進めてまいります。 「４　その他」として記載しましたが、先月末に内閣府から、市町村子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの手引きが示されました。その内容は、各年齢、認定区分における量の見込みが実情と乖離しているときは、実情を踏まえて教育・保育の量の見込みと、確保方策を見直すというものですので、概ね、本市が今年度進めてきた内容と同様のことが示されております。若干、検討が必要なところとしましては、教育・保育以外の各種事業についても必要に応じて見直しを行うことが示されておりますが、

事務局	その対応は今後、検討してまいりたいと思います。
会長	ありがとうございました。 それでは、ただ今の事務局の説明について、何かご質問・ご意見等があればお願いします。 パブリックコメントに関しては、事務局で案としてお示しいただいておりますが、こちらの案どおりでよろしいかどうかも含めてご意見等いかがでしょうか。
原口委員	参考に伺いたいのですが、パブリックコメントの回答について、公文書として市の規定があるということですが、このような会議の会議録の保管は何年になるのでしょうか。
事務局	尾張旭市文書取扱規程により事務的には５年間保存されますが、昨今の尾張旭市の取扱いといたしましては、計画の策定や市の大きな方向を示すものにつきましては、歴史的な意味合いのある文書となりますので、その規定の期間の５年を過ぎても別途保存をすることがございます。支援事業計画の策定に関しましては、概ねこちらに該当しますので、事務的な保存期間が終了しても、歴史的な文書として保存される取扱いになると考えております。
会長	他にご意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、次に、議題の⑵「保育園・児童クラブ申し込み状況について」につきまして、事務局から説明をお願いします。
事務局	（資料２により説明） 議題⑵の保育園・児童クラブ申込み状況についてです。 こちらでは、平成２９年度に向けた保育園と児童クラブの申し込みの状況をお伝えいたします。 上段、１としまして、保育園の状況です。表は、上から年齢区分、市内の合計定員、入園申込をされた方の総数、現在入園している各年齢の児童が上の年齢に上がった時における定員数との差を案内可能見込み数、一番下段が申し込まれた児童と案内可能と見込まれる児童数の差となっております。上から２段目、定員につきましては、平成２９年４月から新たに開設予定の小規模保育事業所２か所と私立保育園の拡充分を含んだ総数になっております。 ご注意いただきたいのは、この数字は、１０月の入園申込を受け付けた後、機械的に集計した数字であり、このままの数字が待機児童数となるものではないということです。入園調整を進める中では、入園を辞退される方や引っ越しなどの理由で退園される方も出てきますので、できるだけ多くの児童が入園できるよう調整を進めているところです。参考としまして、表の下、１行目、

事務局	昨年度、平成２８年度の同じタイミングの数字としまして案内ができない見込みの児童数が１１５人、その後入園調整を行った最終の待機児童数が２４人という状況でした。平成２９年度の待機児童数につきましては、次年度の会議で皆様にお伝えしたいと考えおります。 下段、２の児童クラブの状況へ移らせていただきます。表の構成は保育園と同様になっており、横軸が年齢の代わりに小学校区となっております。 ９つあります小学校区のうち、本地、三郷、旭小学校区におきまして、一番下の段に△の表示があり、この人数が入所困難な見込みとなっております。こちらも１月末時点の途中経過であり、今後、変動もあるものとなります。 △１となっております、本地小につきましては、先日、入所を辞退された方がみえまして、現時点では、０となっております。なお、参考としまして、昨年度の児童クラブ待機児童数は３５人でした。 新年度に向けた申込状況はこのようなところとなっております。
会長	ありがとうございました。 保育園と児童クラブどちらにおいても、現時点では待機児童数は流動的であるという前提がありますが、全く安心して良い状況ではなく、今後も微妙な数字の動きがあるのだと思って聞いておりました。 それでは、ただ今の事務局の保育園と児童クラブの申し込み状況について、何かご質問・ご意見等があればお願いします。
村瀬委員	児童クラブに関して、例えば三郷の児童クラブでは定員５５人で受入数が７０人ということで、人数に幅がありますが、面積上人数制限はないのでしょうか。
事務局	児童クラブの定員については規則で定めております。ご質問の件ですが、児童クラブは保育園とは異なりまして、利用者が毎日利用するということではございません。申請時に、週の利用日数を申請書に記入していただきます。その日数から１日当たりの利用者数を見込み、三郷児童クラブについては最大７０人まで受入可能ということになっております。
村瀬委員	分かりました。ありがとうございます。
会長	今のお話については、保護者の方に説明はしているのでしょうか。定員を超えても受入できるということを情報としてご存じないのでしょうか。

事務局	保護者には、そのような説明は行っておりません。定員については、規則をホームページ等で見ることが可能ですが、案内時に定員としてのお知らせはしておりません。 こちらで受入可能な人数を考えまして、受入人数の最大まで受入をしております。児童クラブについては、週１、２日のみの利用者もおります。現に７０人の受入れを行っても、実際は８割程が一日当たりの利用人数になります。
会長	資料２の児童クラブの申し込み状況の表だけ見ますと、受入数に疑問がありましたが、よく分かりました。ありがとうございました。 他にはご意見いかがでしょうか。
井田委員	今の三郷児童クラブの件について、受入数が７０人で申込者が７８人の場合は、８人については待機児童になるのでしょうか。それとも、対策をとられるのでしょうか。
事務局	現状の受け皿では、７０人が最大の受入人数となりますので、今後辞退等がなければ対応はできません。また、三郷校区には民間の学童クラブはございませんが、隣の東栄校区の民間学童クラブに通う方が何名かいらっしゃいます。現在、待機児童になっている方が、民間学童クラブに行くということもございますので、そのような場合は待機児童は減少することになります。 今回の資料２の申し込み状況につきましては、平成２９年１月末時点の状況になりますので、今後変動する可能性はございます。 次に、対策につきましてですが、現在検討を進めており、方法ついては調整している段階でございます。
会長	他にご意見いかがでしょうか。
金森委員	保育園の待機児童について、平成２８年度は２４人で、平成２９年度は７０人か、それより減少するかもしれませんが、その方々の実際の保育の状況やそれに伴うご両親の就労状況等を市はある程度把握をされているのでしょうか。 それから、待機期間がある程度以上長くなれば優先的に保育園に入れるシステムはあるのでしょうか。
会長	ただ今、２点のご質問をいただきました。お答えいただいてよろしいでしょうか。

事務局	待機児童の保護者の就労状況につきまして、お答えします。待機児童になったとしても申し込みはそこで終了ではなく、申し込みの状況を継続させるという形を取らせていただいております。その間に就労状況等が変化した場合は再度お届けいただいて、その就労状況によって点数をつけ直して、空き保育園があれば他の方と調整していく状況になります。その間、保育園に入園できない保護者の方につきましては、他の手立てとしまして、認可外の保育所を利用して保育園が空くのを待つ方が多数いらっしゃる状況でございます。 続きまして、待機児童の期間の調整の配慮でございますが、現在、長い期間待機児童だということで反映するものはございませんが、入園の調整において認可外の施設を利用しているという証明をいただくと、点数が同点の場合に先にご案内するような配慮をさせていただいております。
金森委員	待機の期間だけではなく、就労状況や現状の保育の状況等の様々な状況を加味して、毎年基準をお決めになっているということですね。期間については１つの要素であって、他の状況が加味されているということですね。
事務局	そのとおりです。「待機になっているのに点数が反映されないのか」というご意見が一番多いのですが、保護者の方の就労状況、保育が必要な状況というところで判定させていただいております。 待機の期間は、直接的に反映するものではないのですが、基準表の中で、認可外に通っている方を同点の時に先にご案内するような要素を持たせております。
金森委員	就労状況というのは、保育を十分にしていただけないので就労ができないということもあり得るかと思われますが、あくまで現在の就労状況を客観的に数値的に判断するのでしょうか。
事務局	現在申し込みがこれほど多い状況で、客観的に判断するとなりますと、例えばフルタイム就労の方が保育の必要性が高いという判断をしておりますので、１日８時間働いている方の点数が高いというような時間を指数化させていただいております。

加藤委員	保育園はとても厳しい状況にありまして、保護者の方からたくさんご意見をいただきます。例えば、３歳児について多いご意見は、幼稚園との掛持ちをされている方がたくさんいらっしゃるということです。幼稚園は保育園より入園申し込みが早く、９月に始まり、そこで４～５万円の入園金を支払い、保育園へ入れたらそれを捨てるというような内容でした。また、保育園に入りたいが、入れない時の押さえで幼稚園に申し込み、入園説明会に出席して、制服も揃えてしまうと、それから保育園に入園するということにはならなくなる方もみえます。このような方は、就労をそこまでするつもりがないということも言えるかもしれませんが、どうしようもなく、そのような方法を取られているということを涙ながらに訴えられる方もみえます。 資料２の待機児童の方全員に、不承諾が届いているということでしょうか。
事務局	資料２の待機の数字は、申込者数と案内見込数で機械的に算出したものですので、この後調整してご案内した園に入る方も見えます。資料２の人数全ての方に不承諾通知を出しているわけではありません。
加藤委員	不承諾通知が届いたという声も聞こえてくるので、そういった方は次の段階として、一時保育に切り替えたり、週３日の就労に変更するように会社に交渉したり、または仕事をやめる等様々な形で皆さんしのいでいらっしゃいます。「今、働いている人しか入園できないのですよね。」と言われます。 また、最近ペーパー離婚がニュースで取り上げられていますが、一人親家庭なら点数が高く、保育園へ入ることができると保護者の方は分かってみえるので、すごい時代になったと感じています。点数で一律で決定されるので、なかなか難しいことだと思います。 それから、点数の高い順に入園を決定されて、入園面接が終了した後、入園を辞退される方がみえます。そうなった場合、その園の枠が空くのが、現場で保育を行っている立場からすると、もったいないと感じています。尾張旭市は定員を超えて入園させないとしているので、しょうがないことかと思っています。

会長	ありがとうございました。 待機児童の数字の一つ一つが持っている背景や深刻さをイメージすると、数字だけでは語れない部分もあると思います。私も加藤委員と同じ気持ちになって聞かせていただきました。 あと１点、私の方から質問をさせていただきます。小規模保育事業所が増えてきたわけですが、２歳で卒園していく園児は、３歳の段階で優先的に保育園に入ることができるのでしょうか。それとも、３歳の時には再度入園するということで、保活をしなければならないのでしょうか。その辺りはいかがでしょうか。
事務局	小規模保育事業所は、現在２カ所開設をしておりますが、どちらも連携施設がない状態でございます。３歳児で保育を希望される場合は、今一度１０月の一斉申込みの際に、申込みをお願いしております。その際、連携施設のない小規模保育事業所の卒園児につきましては、指数調整で加算をすることにより、３歳からの保育も受けられるような配慮をしております。ただ、希望園に入れるかどうかは不明ですが、加算をすることによって、３歳からの保育も受けやすいような形に配慮させていただいております。 今後、国からは連携施設を設定しなければならないとありますが、今のところは連携先がない状態ですので、加算をして保育を受けやすいような形に配慮していくことを考えております。
会長	小規模保育事業所につきましては、全国的にたくさんの問題を孕んでいると思います。小規模保育事業所が独自に連携園を探すことは厳しい面があると思います。尾張旭市としてトータルで保育を考えて、前向きに一環した形で行政の力を発揮していただき、３歳で保活をやらなくても良いような形、「尾張旭の保育って良いね。」と思っていただけるような仕組み作りをしていただけるとよろしいと思います。よろしくお願いいたします。 それから、加藤委員からは現場の現状をお伝えいただきした。ありがとうございました。 それでは、こちらの議題に関しましては他にはよろしいでしょうか。

事務局	加藤委員のお話を受けて、ご紹介させていただきたいことがございます。保育園に入園できるか心配であるということで、幼稚園へ入園することも合わせて対策として考えているというお話は伺ったことがありましたが、制服を買うところまで段階が進んでいるということは知りませんでした。 現在、尾張旭市は、私立幼稚園と意見交換会を設けて、話し合いをしております。保護者の方には、幼稚園をＰＲしていこうという話も出ております。 昨今は、保育園の人気が高まっていることにより、待機児童の問題がでてきております。議題１の支援事業計画の見直しで紹介いたしました、子どもが生まれる人数が当初の推計よりも多くなっているということでしたが、それでも人口は緩やかに減少している状況でございます。その中で、保育園に人気が高まっているということは、引き算をすると幼稚園入園者数は減ってしまうということになります。 なぜ、保育園の人気高まっているかと申しますと、共働きの家庭が増えて、保育園に預けたいということが１つの大きなポイントかと思われます。幼稚園は幼児教育を行っているのですが、保育園に比べて預かる時間が短く、夏休みや冬休み等のように小学校と同じような長期休暇があるということで、働いている保護者からすると預けるには難しい状況かと思われます。そういったことで、市内の私立幼稚園４園には一時預かりの施策等について意見交換をさせていただいているところでございます。 現在は、生活スタイルに合わせて保育園を選ばれる方が多いのかもしれませんが、中には幼児教育を受けさせたいというニーズもありますので、保護者が幼稚園か保育園が選べるような体制ができれば良いと考えて、話を進めておりますので見守っていただけたらと思います。
加藤委員	私立幼稚園の４園に対して、幼稚園のままで一時預かり等の施策を行われるのか、認定こども園への移行を視野に入れて働きかけを行われているのか、どちらなのでしょうか。 私は、後者のイメージが強いです。
事務局	市としましては、どちらかのスタイルにしてくださいとお願いする形ではなく、現在の幼稚園が無理のないような形で行っていただけたら良いと思っております。
会長	ありがとうございました。 それでは、議題の⑶「利用定員の設定について」に移らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

事務局	議題に入る前に皆さまにご審議をお願いしたいことがございます。利用定員の設定というところでございますが、子ども・子育て支援法に基づきまして、新規に定員を設定して給付の確認を受ける場合は、こうした市町村の子ども・子育て会議にご意見を聞くことと定められております。 今回ご意見を聞くことにあたりまして、新規設定の中に含まれます、小規模保育事業所の「あさひちいさないえほいくえん」と、新規設定ではないのですが、定員増になる保育園として「あさひおっきい保育園」がございます。当会議で委員を務めていらっしゃる加藤多美委員がこの２施設の運営法人である社会福祉法人いしずえ会の関係者にあたられます。 子ども・子育て会議の内容や会議の定員等は、「尾張旭市子ども・子育て会議条例」で定めておりますが、この条例の中で、ある議題について、関係者である方や利害がある恐れがある方は会議から外れるべきというような規定はないのですが、他市町の状況や本市の他の審議会等を見ますと、その議題に関係を持ち、利害関係のある恐れや可能性がある委員につきましては、会議の中で、その議題の時だけ外れていただくことが多い状況でございます。 このような状況を踏まえまして、事務局といたしましては、加藤多美委員につきましては、この議題に関して審議から外れていただいた方が良いのではないかと考えているところでございます。 そうした場合の取扱いといたしまして、先ほどの子ども・子育て会議条例の第８条におきまして、条例に定めているもの以外で運営に関して必要な事項につきましては、会長が会議に諮って決定することが記されております。 事務局の思いといたしましては、会長の方で会議に諮っていただいてはいかがかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
会長	分かりました。ありがとうございました。 それでは、議題⑶の議事を進行していくにあたりまして、今の事務局の説明と子ども・子育て会議条例の第８条の規定をご理解いただきまして、委員の皆さまにおかれましては、加藤委員に審議の間だけ席を外していただくことをお願いするということでよろしいでしょうか。
	―異議なしの声―

会長	ありがとうございました。 それでは、加藤委員申し訳ありませんが、また、審議が終わりましたらよろしくお願いいたします。
	―加藤委員退室―
会長	ご協力ありがとうございました。 それでは、改めまして議題の⑶「利用定員の設定について」につきまして、事務局から説明をお願いします。
事務局	（資料３により説明） 議題⑶の利用定員の設定について、ご説明させていただきます。こちらでは、子ども・子育て支援事業計画書の冊子を一部使いますので、よろしくお願いします。 資料の初めに「利用定員の設定についての意見聴取」としてありますが、子ども・子育て支援新制度におきましては、市町村が保育園や小規模保育事業所などを施設型給付、いわゆる補助の対象とするための確認を行うにあたって、その施設の利用定員を定めようとするときには、子ども・子育て会議に意見を聞くこととされております。 今回は、その意見をお聞きする場という位置付けになります。１としまして小規模保育事業所、かっこ書きで３号としていますのは、新制度での区分で、３号認定のことで、０・１・２歳の保育を必要とする子どものことです。小規模保育事業所は０・１・２歳の未満児専用園になります。 場所や定員については、１０月の第２回会議でお伝えした内容から変更はありません。ちいさないえほいくえんは、印場駅西の瀬戸街道沿いで１６人の定員、memorytree 旭保育園は、向町の瀬戸街道沿い、瀬戸信用金庫に道を挟んで北側で１２人の定員です。 ご承知置きとは思いますが、小規模保育事業所には３つの類型がございまして、大きな違いは職員配置であり、全員が保育士のＡ型、半分以上は保育士のＢ型、保育士の配置が無いＣ型となります。今回は、２園とも職員配置は全員保育士であるＡ型での開設となります。 ２は、新規開設を含めて、２９年度の小規模保育の総定員数です。なお、子ども・子育て支援事業計画における、平成２９年度時点の小規模保育の定員数は、事業計画をご覧になっていただいて、７５ページ上段の表の一番右列の下から３段目にあります、４３人となっております。 平成２９年度の予定定員総数は、計画を上回っておりますが、待機児童の解消を少しでも進めるため、次年度以降の定員を先食

	いしている状況です。なお、国が示す考え方としまして、計画期間内においては、区分での総数が最終年度を上回らなければ、早い年度で定員を設定することを認める取り扱いとなっています。 　また、定員設定に直接関わるものではありませんが、表の下の✔に、今後の課題と申しますか、留意事項を記載しております。小規模保育事業所は、３歳未満児の専用園ですので、３歳以降の通園先として保育園等を連携施設に設定することが必要とされていますが、この設定が見込めているのは、ちいさないえほいくえんのみとなっている状況です。 　子ども・子育て支援新制度が始まり、平成３１年度末までは、猶予期間として設定しないこともできますが、それ以降は、連携施設の設定が認可の必須事項とされております。ただ、このことは、全国的に厳しい状況にあり、国においても、様々な施策を検討しているところでございます。例えば、国の総合戦略特区で３歳以降も小規模保育事業所で預かることができるようにしようということも検討されています。こちらについては、制度に変更等がありましたら、会議でもお伝えしてききたいと考えています。 　裏面にいきまして、３の保育所の状況です。こちらは、当会議への意見聴取が必須というものではありませんが、情報提供として、市内保育所の定員のうち、見直しを行う部分をお伝えしたいと思います。 　先ほど、議題⑵の申込状況のところでも触れましたが、全体的に保育園に子どもを預けたいというニーズが高まっておりますので、定員増が可能な施設を検討した結果、表の下からから４行目、あさひおっきい保育園で３～５歳児の定員を１０名拡充したいと考えております。 　これによりまして、保育所と小規模保育事業所を合わせた、平成２９年４月の定員の総数は、４に再掲しておりますが、今年度に比べまして、３８人増加しまして、認可定員１６６２人、利用定員１６５６人となる見込みです。説明は以上です。

会長	ありがとうございました。 それでは審議に入る前に、ただ今の事務局の説明について、何かご質問・ご意見等があればお願いします。 ご質問等はないようですので、審議に入りたいと思います。 「１　小規模保育事業所」の３号認定の利用定員でございますが、お示しいただきましたように、いずれもＡ型の小規模保育事業所になります。「あさひちいさないえほいくえん」１６名と「memorytree 旭保育園」１２名で合計２８人になりますが、ご質問・ご意見等はございますでしょうか。 こちらの利用定員でお認めいただくということでよろしいでしょうか。
	―異議なしの声―
会長	それでは、ご異存がないようでございますので、「１　小規模保育事業所」につきましては、「あさひちいさないえほいくえん」１６名と「memorytree 旭保育園」１２名ということで進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 次に、「２　小規模保育事業所の総定員数」ですが、ただ今のお認めいただいた２カ所の２８名も入れて総合計は６２名となります。支援事業計画を見ますと、確保方策としまして平成２９年度は４３人であり、平成３０年に６２人と記載されておりますが、平成２９年度から前倒しして定員を設定するということでよろしいでしょうか。
	―異議なしの声―
会長	ありがとうございます。 子どもの数は全体的に減っている傾向にはあるのですが、当面０～２歳の枠については増えるということでした。 小規模事業所についての問題として、連携施設の設定のことがあります。国家戦略特区の申請をして特区になれれば、小規模保育事業所で３歳以上も受入れることができるのですが、施設で決まった要件を考えますと、保育士１人あたりの園児の人数の基準が２歳までと３歳以上では人数が全然違ってきますので、特区になれば良いと言っても、保育士の配置基準の計算が大変だということもありまして、現実的には難しいかと思われます。 東京では、３歳以上を受入れしようという動きもあるようなので、先行事例を見ながら、また、幼稚園との連携をすることでもこの問題が解消できると良いと思います。 今回の審議では、このような連携施設の問題を一旦外に置いておきまして、総定員数６２名という人数をお認めいただくということでよろしいでしょうか。

	―異議なしの声―
会長	ありがとうございました。 それでは、議題⑶の１と２につきましては、お認めいただいたということですが、資料３の裏面の「３　保育所の利用定員の変更予定」と「４　保育所・小規模保育事業所を合わせた総定員数」につきましては参考事項ということですが、こちらの人数についてご意見等ありましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。こちらについても了承したということで、そのように進めていただければと思います。 どうも、ありがとうございました。 議題の⑴～⑶について皆さまにご協力いただきました。加藤委員にはお戻りいただけますでしょうか。 せっかくの機会でありますので、本日の議題以外のことでも結構ですので、何かご意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。
	―加藤委員入室―
冨田委員	資料２の保育園の申し込み状況で、平成２９年４月に向けた増員予定分を含むとありますが、小規模事業所の総定員６２人をもってしても、未満児については待機児童が出ているということでしょうか。
事務局	そのとおりです。資料２につきましては、まだ、申込者と案内見込数での引き算でざくっとした数字ではありますが、ご希望には添えていない状況です。
冨田委員	ゆくゆくは平成３１年度までの計画として、今からプラス１９人して８１人まで増やしたとしても、まだ足りていない印象を受けます。
事務局	地域型保育事業だけでなく、他の保育園も合わせて数の確保をしていきたいと思っております。

冨田委員	児童クラブについて前回もお話したと思いますが、他のお母さん達から、マイナス的な理由で「利用したくない。」として、児童クラブを辞められるというお話を伺います。このような意見はどこまで市側は把握されているのか、他のお母さん達も気にされているところです。 児童クラブへ預けたくても、実際子どもが通ってみると様々な問題があり、泣く泣く１学期で辞める。結果的に待機児童の方がそこに入られて、最終的に数はとんとんになっているということが実情としてあると思います。このような苦情や意見をどうされているのでしょうか。今回の議題とは少しずれてしまうかもしれませんが、私も実際来年度から児童クラブにお世話になるので、気になるところではあります。 例えば、瑞鳳校区だと民間会社が運営しているようですが、市は実状をどこまで把握されているのでしょうか。現在、子どもが民間運営の稲葉保育園に通っています。園では、先生と色々お話もしますが、その内容等がどのような手立てで市へ届いており、対応されているのかが気になっています。 私事ですが、稲葉保育園で虫が大量発生したことがありました。異常気象なのか、その土地の環境的なことかは分かりませんが、先生がハエを叩いて処理をされていて、ハエの死骸が遊戯室等に散乱していました。子どもが手をついたりもするので、衛生的に良くないですし、その後どのように消毒や処置したのかが気になり、園に聞いたりもしましたが、その事態がこの園だけの話で終わってしまうのでないか、民営であることで市へ伝わっていないのではないかという不安があります。 児童クラブを利用しているお母さん達とも、そのような不安があるという話をしています。定員数の問題についても、とても大事なことなのですが、その後の対応等の把握についても気になっております。

事務局	確かに、夏になるとハエが大量に発生いたしますが、園の中で、ハエが発生する原因や環境はないと考えています。周りの畑や田んぼが要因で、飛んできている可能性はあります。 駆除方法としましては、園内で発生するのであれば、そこを対応していただいているとは思うのですが、園外から飛んでくる部分についてはなかなか難しく、園へ入れないような対応をすることになります。今言われたように、叩いて処理していることや、きれいに掃除しているところまで把握しておりませんので、今一度園の方に対応を確認させていただきたいと思います。 稲葉保育園は指定管理園と言いまして、公設民営なのですが、建物の修繕については、少額なところは運営側で、多額になるところは市に相談していただいているような状況です。
冨田委員	お金の少額か多額かどうかは、利用者からすると分かりませんが、施設や環境等に関しての苦情を、園にお伝えするものなのか、市に伝えるものなのかが、利用者側としてはどこまでがどこの担当かが分かりません。 稲葉保育園は、環境的なもので蚊等の虫が多く、夏になると子どもは虫に刺されるとかいてしまいます。塗り薬も日中はなかなか塗れないので、今後、施設的に虫対策をしていただけると嬉しいです。多くのお母さん達が危惧してみえます。
事務局	園の情報交換につきましては、直接的な利用者とお話する場ではないのですが、保育園については、月に１回指定管理園も入って園長会議をしておりますし、児童館につきましては、児童館長会議を行っております。 公立でない指定管理園等の責任者も、公立の園と同じように会議を開いておりますので、公立と同じようなレベルで運営できるようにしております。 苦情につきましては、直接市に言っていただいても良いですし、園にご相談いただいても会議の場で共有もできますので、園に相談したことによって、そこで話が止まってしまうというようなことはございません。お困りのことがあればいつでも市の方にお越しいただければ、こちらで対応したいと思います。
冨田委員	ぜひ、よろしくお願いいたします。

加藤委員	私は、お母さん達から意見等を聞く立場にありますが、園に直接話されたほうが良いのか、市に話された方が良いのかというところは、私は園に直接話していただいた方が良いと思います。顔を見て会話をしながら、保育園では当たり前だと思っていたことが、お母さん達には当たり前でないこともありますので、意見交換しながら良い方向性を見出していくことを、どの園でもやっていることと思っています。そういったことを私立園も公立園も園長達が集まる連携会議で、情報交換をすることで、他の園で起こっていることは自分の園でも起こりうるとして認識できるようになります。 保育園は第三者委員というものを設置していますので、保育園に言っても埒があかない場合は、第三者委員へ案内するか、市へ言っていただく手段があるのかと思います。 お話する中でお母さんの気持ちを知って、どうしていくか方向性を考えていきます。
冨田委員	保護者会がないということもあり、個人的にお母さんがどこまで言っていいかが分かりません。保護者会があると大変だということもありますが、ないと不便でもあります。
加藤委員	まずは、通っている園の先生とお話して、それから市に繋がっていますので、園ごとに対策は違うと思いますが、組織はきちんとできていると思います。
会長	ありがとうございました。 先ほど加藤委員が戻られたときにお伝えしなければならなかったことがあります。加藤委員が席を外されていたときの議論の結果でございますが、定員におきまして当会議において特段の意見は付さないこととなりましたので、どうぞよろしくお願いします。 本日の議題は、以上で全て終了いたしました。 それでは、次第３「その他」について、事務局より何かございますか。

事務局	その他としまして、事務局から連絡をさせていただきます。 本日も会長として、議事を進行していただいております、林陽子先生におかれましては、この４月から岡崎女子大学・岡崎女子短期大学の学長に就任されることとなりました。 このことを受けまして、学長となれば、今以上に多忙を極めるため、この会議に出席継続することが非常に難しいという話をいただきました。大変残念ではありますが、今回を持ちまして尾張旭市の子ども・子育て会議委員を辞職されることになりました。 林先生におかれましては、「子ども・子育て会議」の前身となります「次世代育成支援対策地域推進会議」も含め、平成１７年度から１０年以上も尾張旭市の子育て支援施策に関する会議の委員を務めていただいただき、大変お世話になってまいりました。お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。 ここで、林先生から一言お言葉をいただきたいと思います。林先生よろしくお願いいたします。
会長	ただ今、事務局からお話いただきましたとおりの運びになりました。４月からの生活の想像がつかないのですが、忙しくなるだろうということは予測がついております。本当に名残惜しいのですが、本日をもちまして辞任させていただきたいと思います。 １０年を思い返してみますと、尾張旭市子ども・子育て会議の前身である「次世代育成支援対策地域推進会議」から感じておりましたが、他の行政が設定する委員会とは少し雰囲気が違いまして、委員の皆さまが心から尾張旭市の子どもを大事に考えてみえて、子どもと保護者と地域の方が皆さんで子どもを育てやすい地域の雰囲気作りをされて、循環することによって豊かな地域になっているのではないかと思っております。 このような感性で活発にご意見いただき、心地よく充実感を感じながら毎回会議に出席させていただいておりました。委員の方には、忌憚のないご意見をいただきまして、市の方向性や支援事業計画を策定できたことについて、心から感謝をさせていただきます。ありがとうございました。 こちらで学ばせていただいたことを、４月からの新しい職場におきましても、参考にさせていただきたいと思っております。 もし近くにお寄りいただくことがございましたら、ご案内させていただきますので、ぜひお越しください。 今まで、ありがとうございました。
	―拍手―

事務局	ありがとうございました。 私ども行政側の職員は人事異動で、２～３年で異動しますし、委員も各団体の選出の方も見えて２年で交代されますが、林先生におかれましては、１０年以上の長きに渡り、尾張旭市の子育て支援に協力していただきまして、本当にありがとうございました。 保育の知識や情報等をたくさん教えていただきまして、私たちも先生の大学の学生のように聞かせていただくこともございました。このご恩をしっかり受け止めて、今まで先生が支えてくださった子育て支援の水準を落とすことなく、継続させていきたいと思っております。本当にありがとうございました。 なお、林先生の後任につきましては、今のところ決まっておりませんが、事務局で人選を進めております。
事務局	続きまして、事務的な連絡をさせていただきます。次回の会議については来年度となります。 開催時期は未定ですが、今年度同様、第１回を５月頃に開催させていただきたいと考えております。日にちが決まりましたら、皆さまに出来るだけ早く予告案内をさせていただきたいと思っております。 今のところ議題も未定ですが、まとまっていれば待機児童の状況をお伝えしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
会長	本日は、長時間に渡り慎重にご審議いただきありがとうございました。 これをもちまして、平成２８年度第３回尾張旭市子ども・子育て会議を閉会いたします。皆さま、議事進行にご協力いただき、大変ありがとうございました。 どうぞ、この後もご健勝であられることを、心よりお祈り申し上げます。 ありがとうございました。

平成２８年度　第３回尾張旭市子ども・子育て会議次第

日時　平成２９年２月１７日（金）
午後１時１５分～
場所　尾張旭市役所　３階　講堂１

１　開　会

２　議　題

⑴　子ども・子育て支援事業計画の見直しについて　資料１

⑵　保育園・児童クラブ申し込み状況について　資料２

⑶　利用定員の設定について　資料３

３　その他

４　閉　会

Ｈ２９．２．１７　資料１

子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

１　これまでの経緯

⑴　第１回子ども・子育て会議にて審議（５月２３日開催）

✔　平成２８年４月１日時点で、実績が推計を約３００人上回る。

⑵　第２回子ども・子育て会議にて審議（１０月２７日開催）

✔　事業計画の見直しについて、事務局案を提示。

⑶　愛知県との協議（子ども・子育て支援法第６１条第９項関連）

✔　平成２８年１２月２０日付けで協議書を県知事宛て提出。

⇒　平成２８年１２月２７日付け「支障なし」との回答有。

⑷　パブリックコメントの実施（子ども・子育て支援法第６１条第８項関連）

✔　平成２９年１月１１日（水）から２月１０日（金）の期間で実施。

提出意見：１件　※資料１別紙参照

２　計画の見直し

１０月２７日開催の第２回子ども・子育て会議時点からの変更なし。

３　今後の手続き

✔　見直しの公表

✔　愛知県知事への変更計画の提出

４　その他

平成２９年１月２７日付けで内閣府子ども・子育て本部から中間見直しの作業手引きが示されました。

⇒　概ね、本市が実施した内容と同様の作業が示されています。

H29．2．17　資料1（別紙）

パブリックコメントで出された意見と市の考え方

番号	パブリックコメントで出された意見の概要	市の考え方（仮）
1	このたびは、平成27年3月につくられた計画を見直すものです。 そのため、見直した結果にあわせてそこに至るまでの過程も記録として残されるように要望いたします。 それは、今の子どもたちが大人になったときふり返り考えられるようにするためです。 今の大人たちもベビーブームのときはとくに多くの出来事をのりこえてきました。 こうしたことを生かすことでより良いものができます。 だから、今の子どもたちが大人になったとき少しでも参考にできるようにそのプロセスも記録として残されることを要望いたします。	尾張旭市子ども・子育て支援事業計画の見直しにつきましては、尾張旭市子ども・子育て会議において審議を行い、意見をいただきながら進めてきたものです。 その経緯につきましては、会議録として記録し、会議における資料と合わせ、公文書として保存します。

４　「量の見込み」と「確保方策」

（1）量の見込み

市では、計画期間について「量の見込み」を次にように定めます。

区　分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
子ども・子育て支援給付（３歳以上）（幼稚園、保育所、認定こども園）						
１号認定（幼稚園等）		1,079 人	1,051 人	1,065 人	1,043 人	1,011 人
２号認定		1,243 人	1,212 人	1,226 人	1,200 人	1,164 人
	幼稚園等の利用希望が強い	199 人	194 人	195 人	191 人	185 人
	保育所等	1,044 人	1,018 人	1,031 人	1,009 人	979 人
子ども・子育て支援給付（３歳未満）（保育所、認定こども園、地域型保育事業）						
３号認定（０歳児）		85 人	82 人	94 人	94 人	93 人
３号認定（１・２歳児）		540 人	530 人	580 人	572 人	570 人
地域子ども・子育て支援事業	延長保育事業（実人数）	320 人	307 人	291 人	283 人	271 人
	幼稚園の一時預かり事業（延べ人数）	8,736 人日	8,514 人日	7,983 人日	7,712 人日	7,268 人日
	保育所等の一時預かり事業（延べ人数）	10,925 人日	9,932 人日	9,621 人日	9,336 人日	9,105 人日
	地域子育て支援拠点事業（延べ人数）	21,960 人日	20,676 人日	20,028 人日	19,440 人日	18,960 人日
	子育て短期支援事業（延べ人数）	27 人日	26 人日	25 人日	24 人日	23 人日
	病児・病後児保育事業（延べ人数）	2,545 人日	2,442 人日	2,324 人日	2,249 人日	2,154 人日
	ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ事業（就学児のみ）（延べ人数）	1,300 人日	1,300 人日	1,300 人日	1,300 人日	1,300 人日
	利用者支援事業（か所数）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	乳児家庭全戸訪問事業（実人数）	600 人	580 人	560 人	550 人	540 人
	養育支援訪問事業等（実人数）	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
	妊婦健康診査（実人数）	640 人	600 人	590 人	570 人	560 人
	放課後児童健全育成事業（実人数）	901 人	891 人	877 人	846 人	827 人

（2）確保方策

「量の見込み」に対応するように「確保方策」を定め、必要な教育・保育施設および地域型保育事業ならびに地域子ども・子育て支援事業を実施します。

① 子ども・子育て支援給付

【教育・保育の提供体制】

区　分		平成 27 年度				
		3～5 歳			0～2 歳	
		1 号（幼稚園等）	2 号		3 号	
			幼稚園等の利用希望が強い	保育所等	0 歳	1・2 歳
①量の見込み		1,079 人	1,243 人		85 人	540 人
			199 人	1,044 人		
	他市町村の子ども ※広域利用	瀬戸市 50 人 長久手市 100 人				
②確保方策	教育・保育施設	0 人	1,105 人		73 人	401 人
	確認を受けない幼稚園	市内 479 人 名古屋市 400 人 瀬戸市 200 人	市内 138 人			
	他市町村の子ども ※広域利用	瀬戸市 50 人 長久手市 100 人				
	地域型保育事業				0 人	0 人
	認可外保育施設			0 人	5 人	15 人
②－①過不足		0 人			▲7 人	▲124 人

【教育・保育の提供体制】

区　分		平成 28 年度				
		3～5 歳			0～2 歳	
		1 号（幼稚園等）	2 号		3 号	
			幼稚園等の利用希望が強い	保育所等	0 歳	1・2 歳
①量の見込み		1,051 人	1,212 人		82 人	530 人
			194 人	1,018 人		
	他市町村の子ども ※広域利用	瀬戸市 50 人 長久手市 100 人				
②確保方策	教育・保育施設	0 人	1,105 人		73 人	416 人
	確認を受けない幼稚園	市内 451 人 名古屋市 400 人 瀬戸市 200 人	市内 107 人			
	他市町村の子ども ※広域利用	瀬戸市 50 人 長久手市 100 人				
	地域型保育事業				0 人	24 人
	認可外保育施設			0 人	5 人	15 人
②－①過不足		0 人			▲4 人	▲75 人

見直しを反映した計画書（該当箇所のみ。）

【教育・保育の提供体制】

区　分		平成 29 年度				
		3～5 歳			0～2 歳	
		1 号（幼稚園等）	2 号		3 号	
			幼稚園等の利用希望が強い	保育所等	0 歳	1・2 歳
①量の見込み		1,065 人	1,226 人		94 人	580 人
			195 人	1,031 人		
	他市町村の子ども ※広域利用	瀬戸市 50 人 長久手市 100 人				
②確保方策	教育・保育施設	0 人	1,105 人		73 人	416 人
	確認を受けない幼稚園	市内 465 人 名古屋市 400 人 瀬戸市 200 人	市内 121 人			
	他市町村の子ども ※広域利用	瀬戸市 50 人 長久手市 100 人				
	地域型保育事業				0 人	43 人
	認可外保育施設			0 人	5 人	15 人
②－①過不足		0 人			▲16 人	▲106 人

【教育・保育の提供体制】

区　分		平成 30 年度				
		3～5 歳			0～2 歳	
		1 号（幼稚園等）	2 号		3 号	
			幼稚園等の利用希望が強い	保育所等	0 歳	1・2 歳
①量の見込み		1,043 人	1,200 人		94 人	572.人
			191 人	1,009 人		
	他市町村の子ども ※広域利用	瀬戸市 50 人 長久手市 100 人				
②確保方策	教育・保育施設	0 人	1,105 人		73 人	416 人
	確認を受けない幼稚園	市内 443 人 名古屋市 400 人 瀬戸市 200 人	市内 95 人			
	他市町村の子ども ※広域利用	瀬戸市 50 人 長久手市 100 人				
	地域型保育事業				0 人	62 人
	認可外保育施設			0 人	5 人	15 人

見直しを反映した計画書（該当箇所のみ。）

②－①過不足	0 人	▲16 人	▲79 人

【教育・保育の提供体制】

区　分		平成 31 年度				
		3～5 歳			0～2 歳	
		1 号（幼稚園等）	2 号		3 号	
			幼稚園等の利用希望が強い	保育所等	0 歳	1・2 歳
①量の見込み		1,011 人	1,164 人		93 人	570 人
			185 人	979 人		
	他市町村の子ども ※広域利用	瀬戸市 50 人 長久手市 100 人				
②確保方策	教育・保育施設	0 人	1,164 人		88 人	474 人
	確認を受けない幼稚園	市内 411 人 名古屋市 400 人 瀬戸市 200 人	0 人			
	他市町村の子ども ※広域利用	瀬戸市 50 人 長久手市 100 人				
	地域型保育事業				0 人	81 人
	認可外保育施設			0 人	5 人	15 人
②－①過不足		0 人			0 人	0 人

○方針

保育所の定員増加、認定こども園や地域型保育事業の実施支援、保育所の定員構成の見直しなどを検討します。

川南保育園完成予定図

Ｈ２９．２．１７　資料２

保育園・児童クラブ申し込み状況について

１　保育園　　単位：人

	０歳	１歳	２歳	未満児計	３歳	４歳	５歳	合計
定員※	85	197	259	541	345	385	385	1,656
①申込者	109	187	104	400	162	40	10	612
②案内可能見込	82	129	83	294	149	62	37	542
②－①	△27	△58	△21	△106	△13	22	27	△70

≪参考≫平成２８年度は②－①の合計は△115 人で待機児童数 24 人

※定員には平成２９年４月に向けた増員予定分を含みます。

２　児童クラブ

	旭丘	本地	瑞鳳	渋川	白鳳
定員	80	115	55	65	100
①申込者	77	119	65	60	86
②受入数（見込み）	77	118	65	60	86
②－①	0	△1	0	0	0

単位：人

城山	三郷	旭	東栄	合計
80	55	50	40	640
69	78	62	46	662
69	70	56	46	647
0	△8	△6	0	△15

≪参考≫平成２８年度の待機児童数は 35 人

※　資料の数値は、平成２９年１月末時点のものです。

Ｈ２９．２．１７　資料３

利用定員の設定について

● 利用定員の設定についての意見聴取

子ども・子育て支援新制度では、市町村は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認を行うにあたり、利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て会議にその意見を聴くこととされています。

１　小規模保育事業所（３号）の<u>新規利用定員</u>　（単位：人）

名　称	認可定員 H29.4.1 予定	利用定員			
		３号			計
		0歳	1歳	2歳	
あさひちいさないえほいくえん	16	3	6	7	16
ｍｅｍｏｒｙｔｒｅｅ旭保育園	12	3	4	5	12

２　平成２９年４月１日時点：小規模保育事業所（３号）の総定員数　（単位：人）

名　称	認可定員 H29.4.1 予定	利用定員			
		３号			計
		0歳	1歳	2歳	
スクルドエンジェル保育園三郷園	16	3	6	7	16
ナーサリースクール　ファミリー	18	3	5	10	18
あさひちいさないえほいくえん	16	3	6	7	16
ｍｅｍｏｒｙｔｒｅｅ旭保育園	12	3	4	5	12
合　計	62	12	21	29	62

✔　「あさひちいさないえほいくえん」以外は、連携施設の設定が見込めていない。

✔　猶予期間は、平成３２年３月３１日まで。

3　保育所（２号・３号）の利用定員の変更予定　　（単位：人）

名　称	認可定員 H29.4.1 予定	利用定員			
		２号	３号		計
		3～5 歳	0 歳	1・2 歳	
中部保育園	123	90	3	30	123
西部保育園	120	90	0	30	120
藤池保育園	196	160	6	30	196
本地ヶ原保育園	131	90	6	35	131
川南保育園	120	90	0	30	120
西山保育園	120	90	0	30	120
あたご保育園	95	80	0	15	95
柏井保育園	121	90	3	28	121
東部保育園	110	80	3	25	108
はんのき保育園	34	－	9	25	34
茅ヶ池保育園	130	90	6	30	126
稲葉保育園	60	45	0	15	60
あさひおっきい保育園	50 ⇒ 60	20 ⇒ 30	10	20	50 ⇒ 60
保育所てんとう虫	40	－	12	28	40
レイモンド庄中保育園	140	90	15	35	140
計	1,590 ⇒ 1,600	1,105 ⇒ 1,115	73	406	1,584 ⇒ 1,594

✔　利用定員の変更は、子ども・子育て会議の意見聴取の義務付けは無し。

4　保育所・小規模保育事業所を合わせた総定員数

名　称	認可定員 H29.4.1 予定	利用定員			
		２号	３号		計
		3～5 歳	0 歳	1・2 歳	
保育所	1,600	1,115	73	406	1,594
小規模保育事業所	62	―	12	50	62
合計	1,662	1,115	85	456	1,656